

**新型コロナウイルス感染症に伴う時差通学・短縮日課期間中の
部活動実施上の留意事項（令和2年6月2日時点）**

3つの「密」（①換気の悪い「密」閉空間 ②多数が集まる「密」集場所 ③間
近で会話や発声をする「密」接場面）が、それぞれ感染リスクとなることを踏まえ、
以下の内容について十分留意して行うこと。

【共通事項】

- 1 活動への参加については、保護者の理解を得た上で、無理をさせないよう配慮する。
- 2 部活動開始時に、生徒の健康チェックを必ず行い、体調の変化を確認する。
発熱（37℃以上）等の風邪の症状があるなど、体調不良の生徒の参加は認めない。
- 3 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教員等が活動状況を確認する。
- 4 平日に部活動を実施する場合は16時30分を完全下校とし、下校が通勤時間帯と重ならないようにする。なお、朝練習は禁止する。
- 5 土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。また、週末を含む学校の休業日の活動時間は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 6 体育館・柔剣道場・教室等の活動場所が密閉空間とならないよう、2方向以上の窓を同時に開けるなど、換気に努める。
- 7 体育館・ホール等で生徒が密集しないよう、部員数を考慮して活動場所のローテーション等を工夫する。
- 8 更衣場所（更衣室及び部室等）については、複数の部が集中しないよう、時間をずらす、時間を区切るなどの工夫をするとともに、換気に努める。
- 9 部活動開始前、休憩中、終了後など、手洗いをこまめに行わせる。
- 10 生徒が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・スイッチなど）は、消毒液等を使用して活動前後に清掃する。
- 11 熱中症対策として、短い間隔で休憩をとり、水分補給を確実にさせる。
- 12 7月31日までは、対外試合（公式戦・練習試合等）、合同練習、演奏会等については、無観客であっても行わないこととし、8月1日以降は実施可能とする。

※8月1日（土）以降は、県外遠征も可能とする。ただし、当面の間、宿泊を伴うものは行わない。（合宿、宿泊を伴う遠征等。）